

第1章

計画の基本的な考え方

● 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成11年（1999年）3月に「人権尊重」と「男女共同参画社会の実現」を基本理念とした天理市女性行動計画「てんり女性プラン～天理市男女共同参画社会づくり計画～」を策定し、女性と男性が社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参加・参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会づくりに向けた取組を進めてきました。

国においては、平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」が制定されたのち、男女共同参画社会の実現は、21世紀を活力ある社会にするための最重要課題として取り組んでいます。

しかし、市民意識調査結果（平成16年・2004年）にもみられるように、社会全般において男性が優遇されているという認識はいまだ強く、男女平等、男女共同参画の実現は、まだまだ十分とはいえない。こうした背景には、今もなお根強い男女の性別役割分担意識があります。

将来にわたって、社会状況の変化に対応し、真に豊かで活力のある社会を築くためには、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野にともに参画して、喜びも責任も分かれ合うことが重要であり、さまざまな場面において男女共同参画の視点で物事をとらえ直すことが必要です。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市民、事業者等と協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

● 2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」ならびに「なら男女共同参画プラン21」をふまえて策定しました。

また、本計画は、「天理市総合計画」を具体化するための分野別計画として位置づけられるとともに人権、保健・福祉・医療、環境、まちづくり等の関連計画を、男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。

● 3. 計画の目標と基本理念

上位計画である「天理市総合計画」の基本理念「ひと・未来・輝きのまち～豊かな歴史・文化と自然を活かし、いつまでも安心して暮らせるまち、天理～」を念頭におき、本計画では、市民一人ひとりの「輝き」を実現するには、「男女平等」と「共同参画」が欠かせないことから、「^{ひと}女と^{ひと}男ともにつくろう 輝きのまち」を目標に掲げます。

さらに、基本理念を「男女の人権の尊重」、「あらゆる分野での男女共同参画の確立」、「固定的な性別役割分担意識の変革」とします。

～ ^{ひと}女と^{ひと}男ともにつくろう 輝きのまち～

●基本理念●

男女の人権の尊重

あらゆる分野での男女共同参画の確立

固定的な性別役割分担意識の変革

【基本理念の考え方】

男女の人権の尊重

これまで、女性は女性であるがゆえの社会的制約や不平等な取り扱いを受けることが多くみられ、男性のほうが「上」とする見方や、男性が「主」で女性が「従」とする考え方方が今でも残っています。こうしたことが、女性に対する暴力を生み出したり、女性差別を温存することにつながっています。しかし、一方の男性も、男性であるがゆえの社会的圧力や制約を受けています。

「社会的性別」(ジェンダー※)に基づく役割や行動を押しつけられることによる制約や不平等は、男女にかかわらず一人の人間としての「人権」の侵害にあたります。だれもが一人の人間として人権が尊重され、人としての尊厳が守られる社会をめざします。

あらゆる分野での男女共同参画の確立

女性の社会進出、社会参画が進んできたといわれていますが、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画できているとはいえません。政治の分野をはじめとする意思決定の場面や管理的な立場における女性の参画はわずかです。一方で、家庭における家事・育児・介護に対する男性の参加や参画は女性にくらべるとわずかです。

21世紀を持続可能で活力ある社会にしていくためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、平等にその責任と成果を分かち合うことが必要です。

固定的な性別役割分担意識の変革

「男だから」「女だから」といった社会的性別（ジェンダー）に基づく固定的な見方や役割分担意識は、徐々に薄れつつあるとはいえ、自分自身や周囲の人に対して性別や年齢で「枠」をはめてしまう見方はぬぐえています。

女性、男性にかかわらず、個々の人間としてものをみる見方や考え方を身につけて、自分の責任のもとに、誰もが“自分らしい生き方・暮らし方”を納得して選べる社会をめざします。

※ジェンダー

社会には、その時々の社会意識や文化によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「生物学的性別」（セックス）に対して、「社会的性別」（ジェンダー）という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的に定着している中立的な概念である。性別による固定的な役割分担や偏見等が、社会的性別の視点によってつくられたものであることに気づくことの重要性が指摘されている。

● 4. 計画の期間

計画の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）の10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。